

議案第6号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96

条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="344 347 439 379">附 則</p> <p data-bbox="277 411 416 443">(施行期日)</p> <p data-bbox="264 475 1088 635">1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、<u>日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="277 667 416 699">(経過措置)</p> <p data-bbox="264 730 439 762">2 及び 3 略</p>	<p data-bbox="1207 347 1301 379">附 則</p> <p data-bbox="1140 411 1279 443">(施行期日)</p> <p data-bbox="1126 475 1939 571">1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、<u>平成22年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1140 667 1279 699">(経過措置)</p> <p data-bbox="1126 730 1301 762">2 及び 3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。